

# 平成30年度農地中間管理事業推進方針

平成30年 4月 1日

公益財団法人福島県農業振興公社  
(福島県農地中間管理機構)

## I 基本的な考え方

事業創設4年目の農地中間管理事業実績は、重点地区における計画的・組織的活動や農地整備事業実施地区における集団的活用等から、前年度を大幅に上回る実績が確保されたものの、担い手の高齢化など農業構造の弱体化が進行する状況にあって、本県農業の持続的発展を図るためには、目標の実現に向けて、意欲ある担い手への農用地の集積・集約化を一層加速する必要がある。

このため、今年度も認定農業者等担い手の育成・確保との連携を図るとともに、農用地の集約化に配慮しながら、集落営農や人・農地プランとの更なる連携強化や重点地区※での計画的な取組強化を基本として、農地中間管理機構関連農地整備事業や農地利用最適化推進委員との連携、営農再開が進む双葉地方等における集積支援、所有者不明農地等への対応など、関係機関・団体との緊密な連携の下、以下の取組を積極的に展開する。

(※重点地区：農地の効率的活用の機運が醸成され農地中間管理事業の活用が見込まれるモデル性の高い地区として市町村が推薦した候補地区から機構が指定する。)

## II 推進方策

### 1 人・農地プランとの一体的推進

#### (1) 人・農地プランとの連携強化

農地中間管理事業の推進に当たっては、地域農業の将来像を描き、農地集積の基礎となる「人・農地プラン」の作成・見直しとの連携が必要不可欠である。

このため、地域における話合いの場を有効に活用しながら、担い手への集約化を誘導するなど地域の合意形成を促進し、人・農地プランの作成・見直し支援を行うとともに、作成・見直しを行った人・農地プランの実現に向け、農地中間管理事業の積極的な活用を進める。

#### (2) 中山間地域等における取組

担い手が不足し、高齢化が進んでいる中山間地域では、集落営農と

の連携をはじめ、新規就農者や参入企業、市町村公社、JA出資型法人などの多様な担い手を対象に、農地中間管理事業を活用した農地集積に結びつける。

また、果樹地帯においては、担い手の確保と集積に向けた取組を進める。

## 2 重点地区での取組強化

農地中間管理事業を進める上で、重点地区における取組の多くが実績につながっていることから、今年度も重点地区の指定、計画的活動、進行管理の取組を強化するものとする。

重点地区における推進に当たっては、関係機関・団体との定期的な打合せを開催し、推進スケジュールや今年度の達成目標を設定した重点地区活動計画に基づく進行管理を的確に行い、貸借までスムーズに進むよう計画的な活動を展開し、着実に農地中間管理事業の活用に関わりつなぐ取組を行う。

なお、農地利用最適化推進委員に対し、重点地区での話し合いへの参画を要請し、出し手・受け手情報の収集やマッチングに向けた連携を進める。

## 3 農地整備事業との連携

農地整備事業実施地区又は予定地区においては、土地改良区と連携した土地利用調整指導受託事業等の実施を通じ、農地中間管理事業の活用を促進する。

新たに創設された農地中間管理機構関連農地整備事業については、県が行う実施地区の掘り起こしに向けたキャラバンへの協力や、地区説明会への参画などの推進活動を行う。

また、農地耕作条件改善事業の実施に当たっては、重点地区を随時指定し、関係機関・団体と連携して担い手への集積を促進する。

## 4 現場対応力の強化

### (1) 個別マッチング

農地を貸し出したい農業者に関する情報を市町村と連携して「貸付候補農地リスト」として整備・公表するとともに、借受希望エントリー農業者に対する計画的な巡回活動を行う。

借受希望エントリー農業者が少ない地域においては、認定農業者や人・農地プランの中心経営体に借受希望エントリーを促し、出し手・受け手のマッチングを行う。

## (2) 新規就農者等の支援

青年農業者等育成センターと連携し、農地を求めている新規就農希望者のニーズを早い段階から把握し、マッチングを行う。

また、農業次世代人材投資資金（経営開始型）のサポート体制に参画し、農地の集積・集約化の意向に沿ったマッチング等の支援に努める。

## (3) 遊休農地等の活用

農地法第35条第1項や「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づく情報提供等があった場合、活用可能な農地を判断し、マッチングを行う。

また、所有者不明農地等については、農業経営基盤強化促進法の改正を受け、所定の手続きにより活用を図る。

## (4) 市町村やJA担当職員への支援

農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、全体での会議の他に、業務委託先である市町村やJAの新任担当者を対象とした事務手続き等に関する個別の説明（出前講座）を行うなど、事務事業の円滑な継承に努める。

また、機構業務委託費の効果的な活用について、引き続き改善に努める。

## (5) 双葉地方等における支援

営農再開が進む双葉地方に新たに機構地方駐在員を配置し、避難指示解除町村においても、関係機関・団体と連携した担い手への集積支援を本格化する。

# 5 関係機関・団体との連携強化

## (1) 県・地方段階の連絡調整会議の開催

県・地方段階の関係機関・団体で構成する農地中間管理事業推進連絡調整会議を開催し、各種関連事業の実施や担い手の育成・確保等に関する情報共有や具体的推進方策の検討を行う。

## (2) 市町村等への要請活動等の実施

農地中間管理事業の一層の推進を図るため、市町村や農業委員会、JA、土地改良区等の協力が得られるよう、事業推進・活用に関する協力要請を行う。

## (3) 市町村を単位とした事業推進打合せの定期開催

重点地区における推進方策の協議や進行管理を行うため、市町村単位で県農林事務所、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等をメンバー

とした打合せを定期的を開催する。

#### (4) 農地利用最適化推進委員との連携

「担い手への農地利用の集積・集約化の促進に向けた農業委員会と関係機関・団体との連携強化について」（平成29年7月21日付け福島県農林水産部長、一般社団法人福島県農業会議代表理事会長、公益財団法人福島県農業振興公社理事長三者連名通知）に基づき、定期的な情報共有・意見交換、農地中間管理事業重点地区ごとの定期的な打合せ、地域の話し合いへの参画と場づくり、農地の利用調整（マッチング）など、農地利用最適化推進委員との具体的連携活動を行う。

#### (5) 農業担い手組織との連携強化

連携協定を締結した6つの農業担い手組織の会員や地方組織を対象として、制度活用等に関する意見交換を引き続き行うとともに、当該会員向けに開設したコミュニティサイトの効果的活用による会員の農地の集積・集約活動を支援する。

#### (6) 役割分担の明確化

関係機関・団体が以下のように役割分担を明確にし、事業を着実かつ円滑に推進する。

機関・団体名	主 な 役 割
機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地中間管理事業推進・実施に係る業務全般（事業の進行管理、契約事務、制度の周知、マッチング等）</li> <li>○重点地区の指定及び重点地区における推進活動</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人・農地プラン作成・見直し支援</li> <li>○集落営農推進や農地整備事業の実施を通じた事業活用の促進、重点地区における推進活動</li> <li>○機構集積協力金の活用推進・交付</li> <li>○制度の周知</li> </ul>
県農業委員会ネットワーク機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会に対する業務支援及び研修会の開催</li> <li>○農業委員会相互の連絡調整</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の窓口事務（相談者への事業活用推進等）</li> <li>○人・農地プラン作成・見直し、地域の話し合いの促進、重点地区における推進活動</li> </ul>

	○出し手・受け手情報の収集・整理、マッチング
農業委員会 〔農地利用最適化推進委員〕	○権利関係の確認、農地台帳情報の提供 ○農業委員や農地利用最適化推進委員の意見交換会等の開催 〔○重点地区等における話し合い等への参画 ○出し手・受け手情報の収集、マッチング ○機構との情報共有・連携〕
J A	○契約締結事務、制度周知 ○農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを生かした地域の合意形成の支援
土地改良区	○農地整備事業実施地区における利用調整と事業活用推進 ○農地整備事業実施に向けた農業者の意向把握

## 6 広報活動等の強化

- (1) 農地中間管理事業の一層の推進を図るため、農地集積等に向けた動きが出てくる農閑期に「農地中間管理事業重点推進期間」を設定し、各種会議・セミナーや広報活動を集中的に実施し、関係機関・団体が連携して地域の取組を支援する。
- (2) 新聞広告や広報紙等、各種媒体を活用した広報活動を行う。
- (3) 農地の出し手の掘り起こしを行うため、農業者向けチラシを作成し、市町村等の協力を得て配布する。
- (4) 地域の将来の農業像やそこに至る手段、農地中間管理事業の活用等に関する優良事例集を作成し、積極的に発信する。
- (5) ホームページに掲載する情報の充実に努めるとともに、業務委託先である市町村・J Aとのリンクを促進する。
- (6) 新たに開設したコミュニティサイトを活用し、積極的な情報発信等を行う。
- (7) 農業参入フェア（農林水産省主催）、企業農業参入セミナー、集落営農推進セミナーなどの各種セミナーを通じて事業活用を促すほか、参入等の相談や担い手の発掘を行う。

## 7 地方別重点取組事項

### (1) 県北地方

- ア 園芸地帯における水田等の土地利用型作物の担い手への集積推進
- イ 果樹園地の集積に向けた取組推進

### (2) 県中地方

- ア 土地利用型作物及び土地利用型園芸の担い手への集積推進
- イ 農地整備事業予定地区における事業採択前からの事業活用推進
- ウ 果樹園地の集積に向けた取組推進

### (3) 県南地方

- ア 土地利用型作物及び土地利用型園芸の担い手への集積推進
- イ 国営開発農地の担い手への集積推進

### (4) 会津地方

- ア 土地利用型作物の担い手への農地の集積推進
- イ 集落営農と連携した事業推進
- ウ 農地利用集積円滑化事業や旧農地保有合理化事業からの円滑な乗り換え支援

### (5) 南会津地方

- ア 集落営農推進による新たな担い手確保と連携した事業活用の推進
- イ 農地整備事業予定地区に対する事業採択前からの事業活用の推進

### (6) 相双地方

- ア 復興関連農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導受託事業との連携）
- イ 機構集積協力金の特例措置を活用した事業の推進

### (7) いわき地方

- ア 復興関連農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導受託事業との連携）
- イ 日本型直接支払制度活用集落における事業活用推進

## III 平成30年度目標面積

機構借入	5, 300ha
機構貸付	5, 300ha